

重要な会計方針 (平成16年度)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 7社
連結子会社名は、「銀行及び子会社の概況」に記載しているため省略しました。
- (2) 非連結子会社
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 1社 前田証券株式会社
株式の追加取得により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
- また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等により、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるのみ決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
① 不動産・不動産
当社の不動産・不動産の減価償却は、定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～50年
不動産 2年～20年
② ソフトウェア
連結子会社の不動産・不動産については、主として当行と同様の処理を行っております。
自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与債額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結子会社の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数計上上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
- 過去勤務債務：発生年度に全額を処理。
数計上上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌の連結会計年度から損益処理。

(7) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(8) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

- ① 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりますした多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から3年間わたって、資金調達費用として期間配分しております。
- なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,417百万円であります。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(10) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）が平成16年4月1日より開始する連結会計年度から適用することを認めることとされたことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益は3,315百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減損損失計算額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表・連結損益計算書関係)

従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」中のその他の資産に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第97号）により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当連結会計年度から「有価証券」中のその他の証券に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常収益」中のその他の経常収益に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。

追加情報

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年3月法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日より開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等金額」に変更されることとなりました。これに伴い、当行及び一部の連結子会社は「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に基づき、「付加価値額」及び「資本等金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

注記事項（平成16年度）

(連結貸借対照表関係)

- ※1 有価証券には、関連会社に株式1,751百万円を含んでおります。
- ※2 現金担保付債券貸借取引等により受入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保としない方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは750百万円であります。
- ※3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,224百万円、延滞債権額は83,149百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は247百万円であります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は76,835百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は169,457百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、81,283百万円であります。
- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	446,477百万円
貸出金	50,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	38,534百万円
債券貸借取引受入担保金	144,454百万円
上記のほか、為替決済、郵便局後納料金等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券233,052百万円を差し入れております。	
関連会社の借入金等にかかると担保提供資産はあります。	
また、不動産・不動産のうち保証金権利金は1,943百万円、その他資産のうち手形交換所保証金等は12百万円であります。	
なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はあります。	

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,798,511百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,794,131百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は6,660百万円、繰延ヘッジ利益の総額は568百万円であります。

※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として地価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

40,697百万円

※12 動産不動産の減価償却累計額 63,609百万円

※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付き、

れた劣後特約付借入金48,000百万円が含まれております。

※14 新株予約権付社債は、商法旧第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。

※15 連結会社及び持分法を適用した関連会社が保有する当行の株式の数

普通株式 1,584千株

16 連結子会社であった福銀リース株式会社の株式譲渡にあたり、譲渡時の同社保有リース・割賦資産残高59,396百万円については、所要の引当金を計上しておりますが、譲渡後の引当金増減額については、当行と譲渡先の双方で折半する契約を行っております。

17 当行は、共同利租型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸出し、そのリース債務2,225百万円について相互に保証しております。

（連結損益計算書関係）

※1 その他の経常費用には、当行の債権売却損2,785百万円を含んでおります。

※2 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失額（百万円）
福岡県内	遊休資産等 36カ所	土地建物	2,961
福岡県外	遊休資産等 11カ所	土地建物	354

当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（3,315百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

（資産グループの概要及びグルーピング方法）

資産の区分	資産グループの概要	グルーピング方法
共用資産	銀行全体に関連する資産（本営、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等）	銀行全体を一体としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位。ただし、個人強化店・出張所等の母店との相互補充関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
連結子会社		個社ごとにグルーピング

（回収可能価額）

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準（国土交通省、平成14年7月3日改正）」等に基づき算定しております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

(1)現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成17年3月31日現在

現金預け金勘定	266,423百万円
有利息預け金	△2,121百万円
現金及び現金同等物	264,302百万円

(2)重要な非資金取引の内容

新株予約権の行使による資本金増加額	90百万円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	90百万円
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	181百万円

なお、上記は旧商法に基づき発行された転換社債の転換によるものであります。

（リース取引関係）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

（借手側）

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額

	動 産
取得価額相当額	15,499百万円
減価償却累計額相当額	6,116百万円
減損損失累計額相当額	－百万円
年度末残高相当額	9,382百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内	2,581百万円
1年超	7,053百万円
合 計	9,635百万円

・リース資産減損勘定年度末残高 一百万円

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	2,577百万円
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円
減価償却費相当額	2,391百万円
支払利息相当額	179百万円
減損損失	－百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	32,692百万円
退職給付引当金	12,595百万円
税務上の繰延欠損金	7,419百万円
有価証券償却	2,488百万円
減価償却	1,678百万円
その他	3,993百万円
繰延税金資産小計	60,867百万円
評価性引当額	△5,073百万円
繰延税金資産合計	55,793百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△33,056百万円
退職給付信託設定益	△8,945百万円
不動産転讓控積立金	△537百万円
その他	△38百万円
繰延税金負債合計	△42,578百万円
繰延税金資産の純額	13,215百万円

（1株当たり情報）

	平成16年度
1株当たり純資産額	581.31円
1株当たり当期純利益	42.23円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	36.62円

（注）1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	平成16年度
1株当たり当期純利益	
当期純利益	26,789百万円
普通株主に帰属しない金額	40百万円
うち利益処分による役員賞与金	40百万円
普通株式に係る当期純利益	26,749百万円
普通株式の期中平均株式数	633,421千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	315百万円
うち支払利息（税額相当額控除後）	309百万円
うち事務手数料（税額相当額控除後）	5百万円
普通株式増加数	105,480千株
うち転換社債	105,480千株